

平成29年度京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会 次第

日時：平成30年3月2日（金）
午前10時～正午
場所：京都市聴覚言語障害センター研修室1

- 1 開会
- 2 座長挨拶
- 3 テーマ等
 - ・ 平成29年度の施策の推進方針に係る取組
 - ・ 平成30年度の施策の推進方針に係る取組案
 - ・ 手話啓発リーフレットについて
- 4 閉会

資料

- 資料1 推進方針に係る施策の実施状況及び取組予定
- 資料2 手話啓発リーフレット案
- 参考 京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例に基づく手話に関する施策の推進方針

* 新規・充実事業はゴシック

第7条 第2項	新規実施・充実等に取り組む施策	具体的内容	29年度	30年度						
(1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関すること										
① 当事者との関わりを通じた手話に触れる機会の提供										
<ul style="list-style-type: none"> 区民ふれあいまつり等のイベントにおいて、当事者から手話を学び、体験できるブースを出展する。 										
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%; border: none;"></td> <td style="width:30%; border: none;"> <ul style="list-style-type: none"> 出展イベント数：13イベント 体験者数：829名 </td> <td style="width:40%; border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"> <p>【参考：28年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 出展イベント数：12イベント 体験者数：1,112名 </td> <td style="border: none;"> <ul style="list-style-type: none"> 出展を継続実施 </td> </tr> </table>						<ul style="list-style-type: none"> 出展イベント数：13イベント 体験者数：829名 			<p>【参考：28年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 出展イベント数：12イベント 体験者数：1,112名 	<ul style="list-style-type: none"> 出展を継続実施
	<ul style="list-style-type: none"> 出展イベント数：13イベント 体験者数：829名 									
	<p>【参考：28年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 出展イベント数：12イベント 体験者数：1,112名 	<ul style="list-style-type: none"> 出展を継続実施 								
② ホームページ、リーフレット、マスメディア等を活用した手話に対する理解の促進										
<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページ内に、手話に関するページを新設し、手話講座動画の掲載や、聴覚障害の特性、手話通訳者の仕事内容、手話サークルの紹介、手話検定のPR等の手話に関する情報を提供する。 										
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%; border: none;"></td> <td style="width:30%; border: none;"> <ul style="list-style-type: none"> 手話に関するページを新設し、条例やリーフレット、手話学習番組を紹介 </td> <td style="width:40%; border: none;"> <ul style="list-style-type: none"> ホームページ掲載情報の充実 </td> </tr> </table>						<ul style="list-style-type: none"> 手話に関するページを新設し、条例やリーフレット、手話学習番組を紹介 	<ul style="list-style-type: none"> ホームページ掲載情報の充実 			
	<ul style="list-style-type: none"> 手話に関するページを新設し、条例やリーフレット、手話学習番組を紹介 	<ul style="list-style-type: none"> ホームページ掲載情報の充実 								
<ul style="list-style-type: none"> 手話の意義や聴覚障害の特性を説明するとともに、手話を学ぶ方法（手話講座や自主的サークル等）を紹介したリーフレットを作成する。【充実】 										
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%; border: none;"></td> <td style="width:30%; border: none;"> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年3月発行予定（7,000部印刷） 区役所・支所、京都市聴覚言語障害センター等で配布 </td> <td style="width:40%; border: none;"> <ul style="list-style-type: none"> リーフレットの継続配布 </td> </tr> </table>						<ul style="list-style-type: none"> 平成30年3月発行予定（7,000部印刷） 区役所・支所、京都市聴覚言語障害センター等で配布 	<ul style="list-style-type: none"> リーフレットの継続配布 			
	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年3月発行予定（7,000部印刷） 区役所・支所、京都市聴覚言語障害センター等で配布 	<ul style="list-style-type: none"> リーフレットの継続配布 								
<ul style="list-style-type: none"> 初めて手話を学ぶ方向けの手話学習番組を作成し、マスメディアで放映する。 										
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%; border: none;"></td> <td style="width:30%; border: none;"> <ul style="list-style-type: none"> 手話学習番組「しゅわしゅわ京都」を制作し、KBS京都で放映（平成29年7月25日～9月26日。毎週火曜日午後8時55分から全10回） 番組ホームページ及び京都市ホームページから、放映後も番組を閲覧可能 </td> <td style="width:40%; border: none;"> <ul style="list-style-type: none"> 継続して「しゅわしゅわ京都」を制作・放映予定（日程未定） </td> </tr> </table>						<ul style="list-style-type: none"> 手話学習番組「しゅわしゅわ京都」を制作し、KBS京都で放映（平成29年7月25日～9月26日。毎週火曜日午後8時55分から全10回） 番組ホームページ及び京都市ホームページから、放映後も番組を閲覧可能 	<ul style="list-style-type: none"> 継続して「しゅわしゅわ京都」を制作・放映予定（日程未定） 			
	<ul style="list-style-type: none"> 手話学習番組「しゅわしゅわ京都」を制作し、KBS京都で放映（平成29年7月25日～9月26日。毎週火曜日午後8時55分から全10回） 番組ホームページ及び京都市ホームページから、放映後も番組を閲覧可能 	<ul style="list-style-type: none"> 継続して「しゅわしゅわ京都」を制作・放映予定（日程未定） 								

* 新規・充実事業はゴシック

第7条 第2項	新規実 施・充実 等に取り 組む施策	具体的内容	29年度	30年度
③ 市民等が手話を学習する機会の提供				
<ul style="list-style-type: none"> すべての市職員が、手話に関心を持つ機会を拡充するとともに、聴覚障害を正しく理解し、あいさつ等、窓口対応などで活用できる手話を学ぶための研修を充実する。 				
			<ul style="list-style-type: none"> 研修「手話講座」の開催 (平成29年10月13, 20, 27日, 11月10, 17日) 所要時間：0.5日×5日間 受講者数：13名 研修「ワンポイント手話講座」の開催 (平成30年1月26日(1組), 29日(2組), 30日(3組)) 所要時間：各組2時間 受講者数：47名(1～3組) 「新規採用職員研修」内に手話科目を設定 (平成29年4月11日(1組), 12日(2組)) 所要時間：各組100分 受講者数：236名(1～2組) 「公務員基本理念研修」内に手話科目を設定 (平成30年1月10(1組), 11日(2組), 12日(3組)) 所要時間：各組30分 受講者数：381名(1～3組) ※外郭団体含む 等 	<ul style="list-style-type: none"> 継続して開催 研修「手話講座」「ワンポイント手話講座」の開催、「新規採用職員研修」内に手話科目を設定、「公務員基本理念研修」内に手話科目を設定(いずれも日程未定) 等
<ul style="list-style-type: none"> 手話に触れたことのない市民向けの手話体験の講座を開催する。 				
			<ul style="list-style-type: none"> 手話入門体験講座の開催 ①平成29年10月11日, 18日, 25日 南区社会福祉協議会ボランティアセンター 受講者数：18名 ②平成29年10月12日, 19日, 25日 京都市北文化会館 受講者数：25名 ③平成29年10月28日, 11月4日, 11日 京都市聴覚言語障害センター 受講者数：24名 	<ul style="list-style-type: none"> 継続して開催
<ul style="list-style-type: none"> 初めて本格的に手話を学習する市民向けの手話講座の定員を拡充する。 				
			<ul style="list-style-type: none"> 手話講座(入門・基礎)の開催 入門：平成29年5月11日～8月24日(16回), 基礎：平成29年9月7日～30年2月1日(20回) 入門・基礎ともに、これまで年1クールだったが、昼の部、夜の部の2クールで開催 入門修了者数：116名, 基礎修了予定者数：80名 【参考：28年度】 入門修了者数：60名, 基礎修了者数：48名 	<ul style="list-style-type: none"> 継続して開催

* 新規・充実事業はゴシック

第7条 第2項	新規実施・充実等に取り組む施策	具体的内容	29年度	30年度
④ 児童生徒に向けた学校教育の場での理解促進				
<ul style="list-style-type: none"> 聾学校と市立学校の児童生徒の交流学習を実施する。 				
			<ul style="list-style-type: none"> 御室小学校との交流学習を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続して実施
<ul style="list-style-type: none"> 学校において、当事者との手話の体験・交流学習（ほほえみ交流活動支援事業）や手話学習への講師派遣事業を実施する。 				
			<ul style="list-style-type: none"> ほほえみ交流活動支援事業における「手話」をテーマにした実施件数 手話体験・交流学習 14件 出前講演 1件 講師派遣事業 18件（2月時点） 	<ul style="list-style-type: none"> 継続して実施
<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒向けの手話について学ぶリーフレットを作成し、市立学校に配布する。 				
			<ul style="list-style-type: none"> 平成30年3月発行（18,000部印刷） 小学4年生～中学3年生及び教職員等に配布 	<ul style="list-style-type: none"> 小学4年生に配布予定
<ul style="list-style-type: none"> 学校教育の場で、手話学習の教材として教職員が活用できるビデオ教材を作成する。 				
			<ul style="list-style-type: none"> 平成30年3月作成 学校でよく歌われる歌やあいさつなど学校生活の中で日常的によくある場面等を手話で表現したビデオ教材を作成し、学校における取組の拡大を図る。 総合教材ポータルサイトに掲載 	<ul style="list-style-type: none"> 継続して掲載
<ul style="list-style-type: none"> 市立学校教職員を対象とした研修に手話に関する内容を取り入れる。 				
			<ul style="list-style-type: none"> 簡単な手話の挨拶や条例等の説明を実施 ①平成29年8月28日 小学校採用1年目教員・養護教員・栄養教諭研修会 受講者167名 ②平成29年11月15日 中学校採用1年目教員・養護教員研修会 受講者51名 	<ul style="list-style-type: none"> 継続して実施
<ul style="list-style-type: none"> 総合教材ポータルサイトにおいて、手話研修の映像を掲載するとともに、手話辞典や手話動画サイトを紹介する。 				
			<ul style="list-style-type: none"> 手話学習のヒントとなる「モデル授業」のビデオ教材等を作成し、学校における取組の拡大を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 継続して掲載
<ul style="list-style-type: none"> カリキュラム開発支援センターに手話関連資料を配架するとともに貸出を行う。 				
			<ul style="list-style-type: none"> 手話テキスト、手話ソング、手話で歌う教科書の歌他、関連書籍を配架・貸出 	<ul style="list-style-type: none"> 継続して実施

* 新規・充実事業はゴシック

第7条 第2項	新規実施・充実等に取り組む施策	具体的内容	29年度	30年度
(2) 手話により情報を取得する機会の拡大に関すること。				
① 手話による情報取得等に関する支援の促進				
		<ul style="list-style-type: none"> 当事者の必要に応じて、利用料無料で手話通訳者を派遣する。 		
			<ul style="list-style-type: none"> 派遣件数（1月末時点）：3,713件 【参考：28年度】4,540件 	<ul style="list-style-type: none"> 継続して実施
		<ul style="list-style-type: none"> 京都市聴覚言語障害センターにおいて、手話通訳等の派遣コーディネート、手話の入った視覚資料の貸出を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 貸出件数：120件 	<ul style="list-style-type: none"> 継続して実施
② 市や市会における手話での情報取得等の機会の拡大				
		<ul style="list-style-type: none"> 区役所や地域リハビリテーション推進センター等、当事者が利用する機会の多い窓口にて、手話通訳嘱託員を配置する。 	<ul style="list-style-type: none"> 配置人数：12名 配置箇所数：16箇所（各区役所、支所等） 通訳件数（1月末時点）：5,936件 	<ul style="list-style-type: none"> 継続して実施
		<ul style="list-style-type: none"> 区役所等に配置している手話通訳嘱託員の不在時の当事者への対応方法について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 対応方法について内部検討 	<ul style="list-style-type: none"> 区役所等の調査
		<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページに掲載している行政情報について、手話による情報発信を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 手話条例の手話動画の作成を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 手話条例の手話動画作成予定
		<ul style="list-style-type: none"> 市主催イベントにおけるステージ等への手話通訳の配置を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 市役所内で配置に係る依頼文を发出 	<ul style="list-style-type: none"> 継続して依頼
		<ul style="list-style-type: none"> インターネット議会中継に手話通訳を導入する。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年5月に、本会議及び予算・決算特別委員会市長総括質疑のインターネット議会中継（生中継及び録画放映）に手話通訳を導入 	<ul style="list-style-type: none"> 継続して実施

* 新規・充実事業はゴシック

第7条 第2項	新規実施・充実等に取り組む施策	具体的内容	29年度	30年度
③ 事業者等における手話での情報取得等の機会の拡大				
		<ul style="list-style-type: none"> 観光案内所をはじめとする観光事業者や「京都観光おもてなしコンシェルジュ」への手話研修を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年9月28日、観光施設の事業者及び積極行に携わっておられる方を対象に、「京都市おもてなし手話実地研修会」を二条城で開催（定員40名、参加者40名） 	<ul style="list-style-type: none"> 継続して実施
		<ul style="list-style-type: none"> あいさつや観光客をおもてなしするための簡単な会話等の手話を記載した手話イラスト集を作成し、観光事業者等に配布する。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年9月、「おもてなし手話イラスト会話帳」（別紙）を京都ユニバーサル観光ナビホームページに掲載 	<ul style="list-style-type: none"> 継続して掲載
		<ul style="list-style-type: none"> 観光以外の事業者を対象とした手話研修を実施するとともに、事業者が自主的に手話の学習を希望する場合の講師紹介の仕組の整備に向けた検討を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 講師紹介の仕組について内部検討 	<ul style="list-style-type: none"> 制度づくりを実施
		<ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関、消防、病院等の生活基盤に関わる機関における、手話通訳の配置を促進するため、情報提供を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> (1)②で作成したリーフレットに、手話通訳の配置協力に関する内容を掲載 	<ul style="list-style-type: none"> 京都府の条例制定の動きを踏まえ、連携した取組を検討していく。
		<ul style="list-style-type: none"> テレビやホームページ等における手話による情報提供を促進するため、関係機関への働きかけを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 広域的な視点での実施の必要性 	<ul style="list-style-type: none"> 京都府の条例制定の動きを踏まえ、連携した取組を検討していく。
④ 新たな技術を活用した情報取得等の手段の導入に向けた検討				
		<ul style="list-style-type: none"> タブレット端末等のテレビ電話機能を活用した遠隔手話サービスや電話リレーサービス等、新たな技術を活用した手話による情報取得手段について、情報収集を行いながら、導入について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 広域的な視点での実施の必要性 	<ul style="list-style-type: none"> 京都府の条例制定の動きを踏まえ、連携した取組を検討していく。

* 新規・充実事業はゴシック

第7条 第2項	新規実 施・充実 等に取り 組む施策	具体的内容	29年度	30年度
(3) 手話の獲得及び習得の支援並びにコミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備に関する事。				
① 当事者（聴覚に障害のある乳幼児，児童生徒含む）やその家族等への啓発及び情報提供				
<ul style="list-style-type: none"> 医療機関や福祉施設等の関係機関の協力のもと，手話の意義や，手話の獲得又は習得を希望する場合の相談先等の情報を，市ホームページ，リーフレット等により提供する。 			<ul style="list-style-type: none"> (1)②で作成したリーフレットに，手話の意義や，手話に触れることのできる聴覚障害児向け放課後等デイサービス等について掲載 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関や福祉施設等に配架依頼
② 当事者及びその家族等の手話獲得及び習得に関する支援の推進				
<ul style="list-style-type: none"> 要約筆記を併用しながら手話を学ぶことのできる，中途失聴者，難聴者及びその家族等を対象とした手話講座を実施する。 			<ul style="list-style-type: none"> 中途失聴・難聴者向け手話講座の開催 平成29年9月5日～11月21日（10回） 受講者数：延448名 	<ul style="list-style-type: none"> 継続して開催
<ul style="list-style-type: none"> 京都市聴覚言語障害センターにおいて，当事者の相談，検査，指導及び訓練等を行う。 			<ul style="list-style-type: none"> 一般相談件数：430件（1月末現在） 聴力検査来所者数：300名（12月末現在）等 	<ul style="list-style-type: none"> 継続して実施
<ul style="list-style-type: none"> 学生や市民の手話ボランティア（軽易な内容についての通訳や，手話を学びたい当事者やその家族等への手話の習得支援を行う。）による支援のコーディネートについて検討する。 			<ul style="list-style-type: none"> 実施内容及び方法を内部検討 	<ul style="list-style-type: none"> 学生を含めた手話サークル等からの情報収集
(4) 手話通訳者の確保及び養成をはじめとする，手話による意思疎通の支援の拡充に関する事。				
① 手話通訳者確保に向けた養成事業の充実				
<ul style="list-style-type: none"> 手話通訳者に必要な資格取得を目指す方のための養成講座を充実するとともに，講座受講者を増やすために，ホームページ等で周知を進める。 			<ul style="list-style-type: none"> 平成29年5月～養成講座実施 基本編修了者数：24名，応用編修了者数：24名，実践編修了者数：15名 (1)②で作成したリーフレットに，手話通訳者の仕事について掲載 	<ul style="list-style-type: none"> 継続して実施
② 手話通訳者が活動しやすい環境の整備				
<ul style="list-style-type: none"> 手話通訳者の報酬改善等活動しやすい環境整備に向けた検討を進める。 			<ul style="list-style-type: none"> 手話通訳者と要約筆記者の派遣時間に係る考え方を統一 	<ul style="list-style-type: none"> 他都市の状況を情報収集

おもてなしハンドイラスト手話会話帳

事前の準備

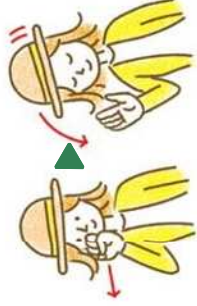
- まず「手話ができない」ということを伝える。
- 「筆談できます」「筆談ボードあります」などの案内状をおく。

会話実例① 宿などの窓口

案内人「ようこそ 京都へ」



観光客「お世話になります」



案内人「楽しんでください」



おもてなしのあいさつ ～手話の基本フレーズ～

- 表情なども大切な表現になります。
- あいさつの際は笑顔で。

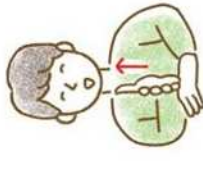
ようこそ 京都へ



気をつけて／楽しんで ください



ありがとう



どういたしまして



お疲れさま



いってらっしゃい



さようなら



何か



お困り ですか？



おはよう



こんにちわ



こんばんわ



お手伝い しましょうか？



親指を
たたく

会話実例② 観光窓口

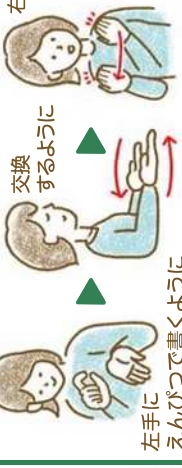
案内人「何か お手伝い しましょうか？」



案内人「一緒に 行きましょうか？」



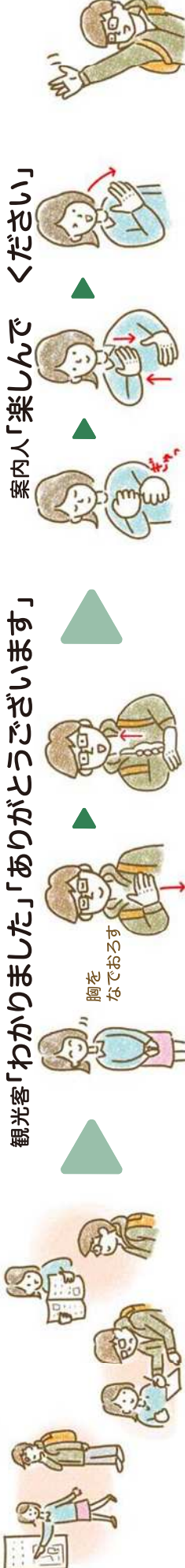
案内人「筆談も できます」



湾曲させた右手の指先を左胸にあててから右胸にあてる



観光客「わかりました」「ありがとうございます」



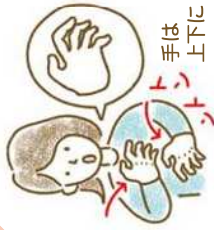
案内人「楽しんで ください」



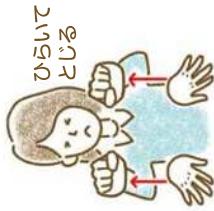
緊急の手話

緊急時に手話ができない場合でも、この会話帳を指で示すなど、手段は問いませんのでなんとか伝えてください。

危ない



停電



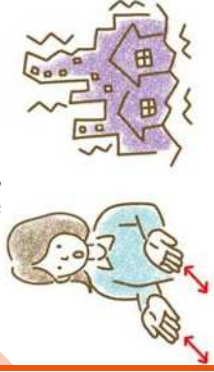
トイレ



火事です



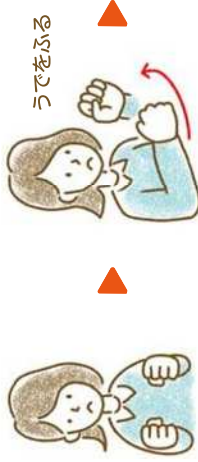
地震です



すぐに きて ください



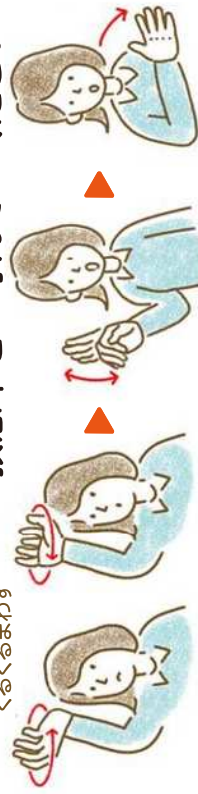
逃げて ください



忘れ物



救急車を 呼んで ください



電話 / 110番を お願いします



京都市手話言語がつなぐ心豊かな
共生社会を目指す条例に基づく
手話に関する施策の推進方針

平成29年3月
京都市

I	京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例について	1
II	施策の推進方針について	2
参考	京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例	7
	京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会 名簿	11

[用語説明]

当事者：ろう者をはじめ，中途失聴者，難聴者等聴覚に障害のある方で，手話を必要とする方。

ろう者：耳が聴こえない方で，手話を第一言語とする方。

中途失聴者：病気などにより，人生の途中で耳が聴こえなくなった方。

難聴者：聴こえにくいですが，聴力が残っている方。

* 個人によって聴こえの程度は様々。また，「当事者」のうちすべての方が必ずしも手話を獲得または習得しているわけではない。

手話の「獲得」：手話を第一言語として最初に身につけること。

手話の「習得」：第一言語として別の言語を身につけたうえで，手話を言語として身につけること。

I 「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」について

1 条例の概要

平成28年3月、「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」（以下「条例」という。）が市議会議員全員により提案され、全会一致で可決のうえ制定、4月1日から施行されました。

本条例は、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関し、その基本理念を定めて、本市、市民及び事業者の責務と役割を明らかにするとともに、手話に関する施策に係る基本となる事項を定めることにより、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって相互に人格と個性を尊重することができる豊かな共生社会を実現することを目的として、制定したものです。

主な内容は、次のとおりです。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が音声言語と同様にコミュニケーションに不可欠な言語であること及びろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人が、より豊かな生活や人間関係を築くため手話によりコミュニケーションを円滑に図る権利を有することを前提とし、全ての人が相互に人格と個性を尊重することを条例の基本理念とします。
- (2) 本市、市民、事業者が条例の基本理念を共有し、共に取り組むため、「本市の責務」、「市民の役割」、「事業者の役割」について定めます。
- (3) 本市、市民、事業者がもてなしの心を持ち、手話を必要とする観光旅行者その他の滞在者が、安心して滞在することができるよう、「観光旅行者その他の滞在者への対応」について定めます。
- (4) 手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「推進方針」について定めます。
- (5) 手話に関する施策等に、手話を必要とする方やその関係者等の意見が反映されるよう、当事者の方の意見を聴くため、「推進方針等についての協議の場」について定めます。
- (6) 学校教育の場において、児童及び生徒が手話に接する機会の提供等手話に親しむための取組を通じて、手話に対する理解を促進するため、「学校における理解の促進等」について定めます。

また、平成26年5月、京都市会において手話言語法の制定を求める意見書が可決され、国に提出されています。本条例には、京都市が取組を進めることによって、国における手話言語法制定の機運を醸成する意味も込めています。

II 施策の推進方針について

1 推進方針の概要

条例第7条第1項に基づき、手話が音声言語と同様にコミュニケーションに不可欠な言語であることへの理解促進のため、また、ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他手話を必要とする人が、手話によるコミュニケーションを円滑に図ることができるようにするため、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、条例第7条第2項に掲げる次の事項について、施策の推進方針（取組の方向性及び新規実施・充実等に取り組む施策と具体的内容）を定めます。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関すること。
- (2) 手話により情報を取得する機会の拡大に関すること。
- (3) 手話の獲得及び習得の支援並びにコミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備に関すること。
- (4) 手話通訳者の確保及び養成をはじめとする、手話による意思疎通の支援の拡充に関すること。

この推進方針は、条例第8条により、ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人及び手話通訳者その他の関係者の意見を聴く場として設置した、「京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会」における議論を基に策定しました。

2 推進方針の取組期間

この推進方針の取組期間は、平成29年4月から平成32年3月までの3年間とします。

平成32年度以降の取組方針等については、施策の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえ、「京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会」において、改めて議論します。

3 取組の方向性及び新規実施・充実等に取り組む施策と具体的内容

(1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関すること

ア 取組の方向性

当事者と関わりながら手話の意義や役割への理解を深めるとともに、手話に気軽に触れ体験できる機会を、市民に対し様々な形で提供する。そのうえで、手話に関心を持った市民に対しては、手話を本格的に学習する機会の提供や、サークル等を紹介する。

また、次世代を担う児童生徒に対しては、学校教育の場において、手話への理解を進めることが重要であるため、当事者との手話の体験・交流学习や市立学校教職員を対象とした手話研修等を実施する。

イ 新規実施・充実等に取り組む施策と具体的内容

① 当事者との関わりを通じた手話に触れる機会の提供

- ・ 区民ふれあいまつり等のイベントにおいて、当事者から手話を学び、体験できるブースを出展する。【充実】

② ホームページ、リーフレット、マスメディア等を活用した手話に対する理解の促進

- ・ 市ホームページ内に、手話に関するページを新設し、手話講座動画の掲載や、聴覚障害の特性、手話通訳者の仕事内容、手話サークルの紹介、手話検定のPR等の手話に関する情報を提供する。【新規】
- ・ 手話の意義や聴覚障害の特性を説明するとともに、手話を学ぶ方法（手話講座や自主的サークル等）を紹介したリーフレットを作成する。【充実】
- ・ 初めて手話を学ぶ方向けの手話学習番組を作成し、マスメディアで放映する。【新規】

③ 市民等が手話を学習する機会の提供

- ・ すべての市職員が、手話に関心を持つ機会を拡充するとともに、聴覚障害を正しく理解し、あいさつ等、窓口対応などで活用できる手話を学ぶための研修を充実する。【充実】
- ・ 手話に触れたことのない市民向けの手話体験の講座を開催する。【継続】
- ・ 初めて本格的に手話を学習する市民向けの手話講座の定員を拡充する。【充実】

④ 児童生徒に向けた学校教育の場での理解促進

- ・ 聾学校と市立学校の児童生徒の交流学習を実施する。【継続】
- ・ 学校において、当事者との手話の体験・交流学習（ほほえみ交流活動支援事業※）や手話学習への講師派遣事業を実施する。【継続】
※ 障害や障害のある人に対する理解促進を図る福祉教育・啓発事業（手話や車いす体験など）を、障害者団体と学校が協働で実施する市の事業
- ・ 児童・生徒向けの手話について学ぶリーフレットを作成し、市立学校に配布する。【新規】
- ・ 学校教育の場で、手話学習の教材として教職員が活用できるビデオ教材を作成する。【新規】
- ・ 市立学校教職員を対象とした研修に手話に関する内容を取り入れる。【継続】
- ・ 総合教材ポータルサイト※において、手話研修の映像を掲載するとともに、手話辞典や手話動画サイトを紹介する。【継続】

※ 教材や学習指導案等，授業で活用できる資料や研修・授業映像等，校内での研修や教職員の自己研鑽に活用できる映像や情報等を集約した市立学校園教職員専用サイト

- ・ カリキュラム開発支援センター※に手話関連資料を配架するとともに貸出を行う。【継続】

※ 教員の研究・研修施設である総合教育センター内に開設する市立学校教職員の自主的・自発的な研修を支援するための施設。教育資料や書籍の貸出等を行い，学校での授業づくりをサポートする。

(2) 手話により情報を取得する機会の拡大に関すること。

ア 取組の方向性

手話を必要とする人が，可能な限り手話により情報を取得，または，コミュニケーションをすることができるよう，ソフト・ハード両面における環境の整備を進める。

イ 新規実施・充実等に取り組む施策と具体的内容

① 手話による情報取得等に関する支援の促進

- ・ 当事者の必要に応じて，利用料無料で手話通訳者を派遣する。【継続】
- ・ 京都市聴覚言語障害センターにおいて，手話通訳等の派遣コーディネート，手話の入った視覚資料の貸出を行う。【継続】

② 市や市会における手話での情報取得等の機会の拡大

- ・ 区役所や地域リハビリテーション推進センター等，当事者が利用する機会の多い窓口に，手話通訳嘱託員を配置する。【継続】
- ・ 区役所等に配置している手話通訳嘱託員の不在時の当事者への対応方法について検討する。【新規】
- ・ 市ホームページに掲載している行政情報について，手話による情報発信を促進する。【新規】
- ・ 市主催イベントにおけるステージ等への手話通訳の配置を促進する。【充実】
- ・ インターネット議会中継に手話通訳を導入する。【新規】

③ 事業者等における手話での情報取得等の機会の拡大

- ・ 観光案内所をはじめとする観光事業者や「京都観光おもてなしコンシェルジュ※」への手話研修を実施する。【継続】
 - ※ 国際観光都市・京都として質の高い「おもてなし」で観光客の皆様をお迎えいただくために京都市から任命された方。
- ・ あいさつや観光客をおもてなしするための簡単な会話等の手話を記載した手話イラスト集を作成し，観光事業者等に配布する。【新規】

- ・ 観光以外の事業者を対象とした手話研修を実施するとともに、事業者が自主的に手話の学習を希望する場合の講師紹介の仕組みの整備に向けた検討を進める。【新規】
- ・ 公共交通機関、消防、病院等の生活基盤に関わる機関における、手話通訳の配置を促進するため、情報提供を行う。【新規】
- ・ テレビやホームページ等における手話による情報提供を促進するため、関係機関への働きかけを行う。【新規】

④ 新たな技術を活用した情報取得等の手段の導入に向けた検討

- ・ タブレット端末等のテレビ電話機能を活用した遠隔手話サービスや電話リレーサービス等、新たな技術を活用した手話による情報取得手段について、情報収集を行いながら、導入について検討する。【新規】

(3) 手話の獲得及び習得の支援並びにコミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備に関すること。

ア 取組の方向性

当事者及びその家族等の関係者に対して、手話の意義や、手話の獲得又は習得の手段について、必ずしも十分に啓発や周知ができていない状況を踏まえて、手話への理解を深めるとともに、手話を獲得及び習得しやすくなるよう、またコミュニケーションの手段として手話を選択しやすくなるよう環境の充実を図る。

イ 新規実施・充実等に取り組む施策と具体的内容

① 当事者（聴覚に障害のある乳幼児，児童生徒含む）やその家族等への啓発及び情報提供

- ・ 医療機関や福祉施設等の関係機関の協力のもと、手話の意義や、手話の獲得又は習得を希望する場合の相談先等の情報を、市ホームページ、リーフレット等により提供する。【新規】

② 当事者及びその家族等の手話獲得及び習得に関する支援の推進

- ・ 要約筆記を併用しながら手話を学ぶことのできる、中途失聴者、難聴者及びその家族等を対象とした手話講座を実施する。【新規】
- ・ 京都市聴覚言語障害センターにおいて、当事者の相談、検査、指導及び訓練等を行う。【継続】
- ・ 学生や市民の手話ボランティア（軽易な内容についての通訳や、手話を学びたい当事者やその家族等への手話の習得支援を行う。）による支援のコーディネートについて検討する。【新規】

(4) 手話通訳者の確保及び養成をはじめとする、手話による意思疎通の支援の拡充に関すること。

ア 取組の方向性

当事者の社会参加の拡大に伴う、手話通訳者派遣のニーズの増加を踏まえ、手話通訳者のさらなる確保に向け、養成事業等、「入口」を広げる施策を充実するとともに、活動を継続しやすくするための環境整備を進める。

イ 新規実施・充実等に取り組む施策と具体的内容

① 手話通訳者確保に向けた養成事業の充実

- ・ 手話通訳者に必要な資格取得を目指す方のための養成講座を充実するとともに、講座受講者を増やすために、ホームページ等で周知を進める。【充実】

② 手話通訳者が活動しやすい環境の整備

- ・ 手話通訳者の報酬改善等活動しやすい環境整備に向けた検討を進める。【充実】

4 懇話会での推進方針の進捗状況の点検等

推進方針に定めた具体的取組について、毎年度、京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会において進捗状況の把握や新たな課題等の点検を行います。

京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例を公布する。

平成28年3月31日

京都市長 門川大作

京都市条例第71号

京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例

手話とは、音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。明治11年（1878年）に日本初の聴覚・視覚障害児の教育機関である「京都盲啞院」が開設されると、各地からろう児が集まり、この集団の中で、手話は成立した。それ以来、手話は、ろう者をはじめ手話を必要とする人にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、生活を営むために不可欠な意思疎通を図るための手段として用いられ、それゆえ、手話は、ろう者の「いのち」とされるのである。

ところが、海外から「口話法」が伝えられると、我が国でもその普及に力を入れたため、昭和の初め頃から、ろう学校での手話の使用は禁止されることとなった。このように、社会では手話を使うことで誤解され、偏見にさらされるという不幸な歴史があった。

しかし、それにもかかわらず、手話はろう者の間で日常的に使用され続け、大切に守られてきた。

その後、手話に関する研究が進み、言語には音声言語と非音声言語とがあることが明らかとなるとともに、国連においては、昭和56年（1981年）の国際障害者年をはじめ、障害者に関する取組が進んだ。そして、平成18年（2006年）に国連で採択された障害者権利条約において、「手話は言語」であることが明記されることとなった。

その結果、我が国は、障害者権利条約の批准に向けて国内法の整備を進め、平成23年（2011年）に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められるとともに、平成25年（2013年）には、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害者差別解消法」が制定されるに至った。

このように、今後は、手話による自由なコミュニケーションが保障される社会の構築が求められている。

手話発祥の地とされる京都においては、昭和38年（1963年）に我が国で最も長い歴史を持つ手話サークルが市民により結成され、昭和44年（1969年）には、関係団体により、福祉施設として京都ろうあセンターが開設された。京都市も、自治の伝統、もてなしの心その他の京都固有の文化を生かしながら、昭和47年（1972年）の「障害者のためのモデルまちづくり」宣言や、昭和53年（1978年）の京都市聴覚言語障害センターの開設など、障害者の社会参加への支援に積極的に取り組んできた。

世界で手話が言語であると位置付けられた今、国際観光都市であり、世界文化自由都市宣言を掲げる京都市は、手話に対する理解の促進に努め、手話を日常的に使用することができる環境を整えることにより、手話が、市民や観光旅行者を含む全ての人の心をつなぎ、相互に人格と個性を尊重することができる豊かな共生社会を実現することを目指して、この条例を定める。

（目的）

第1条 この条例は、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関し、その基本理念を定めて、本市、市民及び事業者の責務と役割を明らかにするとともに、手話に関する施策に係る基本となる事項を定めることにより、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって相互に人格と個性を尊重することができる豊かな共生社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第2条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であること及びろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人が次項の権利を有することを前提とし、全ての人が相互に人格と個性を尊重することを基本理念として行わなければならない。

2 ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人は、より豊かな生活や人間関係を築くため手話によりコミュニケーションを円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されなければならない。

（本市の責務）

第3条 本市は、基本理念にのっとり、手話を必要とする人が、安心して生活し、又は滞在することができるよう、必要な配慮を行い、手話に関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 本市は、市民及び事業者が、次条から第6条までの規定による役割等を果たすため、

これらの者に対し、必要な情報及び資料の提供その他の支援を行わなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、手話に対する理解を深め、手話を必要とする人が手話を使用しやすい環境づくりに努めるとともに、手話に関する本市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、手話に対する理解を深め、手話を必要とする人が利用しやすいサービスを提供するよう努めるとともに、手話に関する本市の施策に協力するよう努めるものとする。

(観光旅行者その他の滞在者への対応)

第6条 本市、市民及び事業者は、もてなしの心を持ち、手話を必要とする観光旅行者その他の滞在者が、安心して滞在することができるよう、必要な施策を実施し、手話への理解のある対応をし、又は利用しやすいサービスを提供するよう努めるものとする。

(施策の推進方針)

第7条 市長は、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための方針（以下「推進方針」という。）を定めなければならない。ただし、推進方針は、市長が別に定める障害者に係る計画と調和のとれたものでなければならない。

2 推進方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関すること。
- (2) 手話により情報を取得する機会の拡大に関すること。
- (3) 手話の獲得及び習得の支援並びにコミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備に関すること。
- (4) 手話通訳者の確保及び養成をはじめとする、手話による意思疎通の支援の拡充に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

(推進方針等についての協議の場)

第8条 市長は、推進方針及びこれに基づく施策の実施状況について、ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人及び手話通訳者その他の関係者の意見を聴くため、これらの者との協議の場を設けなければならない。

(学校における理解の促進等)

第9条 本市は、学校教育の場において、児童及び生徒が手話に接する機会の提供その他の手話に親しむための取組を通じて、手話に対する理解を促進しなければならない。

2 本市は、前項の規定による手話に対する理解の促進に当たっては、国、京都府その他の関係機関等と緊密な連携を図るよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第10条 本市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(保健福祉局障害保健福祉推進室)

京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会 名簿（敬称略）

平成29年3月3日現在

氏名	所属団体等
音川 真由美	京都手話通訳問題研究会市内班班長
河崎 佳子	神戸大学教授
北見 貴志	京都ユニバーサルツーリズム・コンシェルジュ
木俣 紀子	社会福祉法人京都市社会福祉協議会ボランティア支援部部長
小林 敏子	京都市要約筆記サークル「かたつむり」会長
酒井 弘	京都府立聾学校校長
坂口 博史	京都府立医科大学耳鼻咽喉科・頭頸部外科学教室准教授
志藤 修史	大谷大学教授
鈴木 菜穂子	立命館大学手話サークル「歩む会」代表
千賀 修	京都市PTA連絡協議会会長
高島 通隆	聴言センター家族会会長
中村 隆	京都市小学校長会副会長
中山 昌一	京都市聴覚障害者協会会長
橋本 英憲	特定非営利活動法人京都市中途失聴・難聴者協会理事長
前田 定幸	社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会 京都市聴覚言語障害センター所長
渡辺 久美	京都手話学習会「みみずく」事務局長

(五十音順)

手話通訳者の役割って？

聞こえない方が病院等へ行くときに、手話通訳者が派遣され、聞こえない方のコミュニケーションの架け橋として活躍しています。京都市では、約200人の手話通訳者が登録して活動しています。

例えば…病院で

病状や検査の内容等、難しい内容を、筆談や口話で理解するのは大変です。

通訳が入ることでスムーズに理解できます。



手話通訳者がいない場合



手話通訳者がいる場合

例えば…講演会で



手話通訳者がいる場合



安心！

多くの方が集まる講演会等に、手話通訳者や要約筆記者が配置されていると、聞こえない方も安心して参加することができます。ご協力をよろしくお願いします。

聞こえない方の集まる団体があります

京都市聴覚障害者協会

電話・FAX 075-841-8300
メールアドレス @■■■■■■■■■■

京都市中途失聴・難聴者協会

電話・FAX 075-841-7771
メールアドレス kyounanchou@gmail.com

手話について、こんなものもあります！

〈全国手話検定試験〉

自身の手話のレベルに合わせて受けることができます。

主催 社会福祉法人 全国手話研修センター

〈しゅわしゅわ京都〉

京都市が企画し、KBS京都で制作、放映された手話発音番組。放映した番組は動画で公開しています。

手話で つなぐ"心"

～手話を知ろう！手話で話そう！～



「知ってほしいかな？」
手話や聞こえないことに関するマーク



京都市では、平成28年3月、「京都市手話言語が様々な心豊かな共生社会を目指す条例」（手話言語条例）が、市会議員全員により提案され、全会一致で可決のうえ制定されました。この条例では、手話への理解促進・普及をすめ、全ての人が相互に人格と個性を尊重することを基本理念に、豊かな共生社会を実現することを目指しています。

みなさんは、「手話」を知っていますか？耳が聞こえない方は、どのようにコミュニケーションを取っているのでしょうか？まずは「知る」ことが、「共生社会」の第一歩です。「手話は言語」を合言葉に、手話による自由なコミュニケーションが保障される社会を構築していきましょう。

お問合せ先 京都市保健福祉局障害福祉推進室

TEL 075-222-4161 FAX 075-251-2940

メールアドレス syogai@city.kyoto.lg.jp



京都市
CITY OF KYOTO

京都市印刷物第0000000号
平成30年11月発行

手話ってなんだろう？

手話は、日本語や英語のような音声言語と同じように、独自の文法体系を持つ言語です。
指や身体の動き、表情を使って、視覚的に表現します。身振り手振りではなく、日常会話から専門的な内容まで、気持ちや伝えたいことを豊かに表現することができます。手話を第一言語として最初に身につけた方の中には、後から習得した日本語の文章の読み書きが苦手な方もいます。



手話

聞こえないってどんなこと？

- 周囲の音や話し声が、聞こえなかったり、聞こえにくかったりする状態です。先天的に聞こえない方も、人生の途中で聞こえなくなってしまう方もいます。全く聞こえない方もいますし、大きな声で話せば聞こえる方もいます。
- 聞こえの程度はその人によって様々です。
- 聴覚障害のあるすべての方が、手話をコミュニケーション手段としていません。
- 「筆談」や、空中に文字を書く「空文字」、手書きやパソコンで書かれた内容を文字化する「要約筆記」、口の動きを読み取る「口話」等、様々なコミュニケーション手段があります。また、難聴者には、補聴器を使用したり、人工内耳の手術をする方もいます。

耳が聴こえません！



聞こえなくて困ることは？

- 車のクラクションや、自転車のベルが聴こえず、危険を察知できないことがあります。
- 駅や電車内、スーパーマーケット等で流れる放送が聞こえず、情報が取得できません。
- 病院等で自身の名前を呼ばれても、気づかず退席できないことから、いらいと感われることもあります。
- 事故や災害等の緊急時も、案内や誘導が音声やサイレンのみだった場合、対応することができません。
- 聞こえないことから反感が起きたり、口を動かさなくてもいいから、聞こえないことに無視された。」と理解が生じることもあります。
- コミュニケーションをうまく取ることができず、孤立感を感じることがあります。大勢で回席し話をしていると、口の動きが読み取れず、何を話しているのかわからなくなることがあります。また、マスクをつけたまま話をしていると、口の動きや表情が見えず、まったくわかりません。



困っています！

- ➔ **お願い1** 「聞こえない方かな？」と思ったら、肩をたたいて声をかけ、口をはっきり大きく開けてゆっくり話してみる、筆談する、身振り手振りで伝えるなど、他のコミュニケーションを試してみましょう。マスクは外し、口元が見えるようにしましょう。また、重要な情報は文字で表示することも大切です。
- 「問合せ先」の案内が電話番号だけだと、問合せをすることができません。また、訪問先で、入口に内線電話があり、相手を呼び出さないとならない場合、電話をかけることができません。
- ➔ **お願い2** FAX やメールでも対応できるようにしましょう。また、呼び鈴での呼び出しなどでも対応できるようにしましょう。



手話を学んでみませんか？

「聞こえない人と話をしてみたい！」

- **手話専任員養成講座**（入門体験講座、入門講座・基礎講座）
- **【入門体験講座】**手話をはじめて学ぶ方が、まずは手話に触れることを目的とする短期間の講座です。
- **【入門講座・基礎講座】**手話をはじめて学ぶ方が、日常会話に必要な手話を習得することを目指します。

参加者の声

手話を学んで一つ一つがとても大切な言葉なんだと思いました。英語を学ぶように、もっと多くの人たちが手話を学び、いつまでもどこでも自然に手話で話ができる社会になってほしいなと思っています。



なるほど！

聞こえない方の聞こえの程度、コミュニケーション方法はそれぞれ。「聞こえない方がある」ということに気づき、理解し、相手の望む方法でできる限り対応することが、豊かな共生社会につながります。

「聞こえない子どもにも手話に触れてほしい！」

- **京都聴覚障害児放課後等デイサービス**「にじ」
- **聴覚に障害のある赤ちゃんともども、ご家族のついでにの場**「にじっこ」（社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会運営）

「にじ」にお子さんが通う保護者の声

娘が小学校の時から通っています。それまでは学校から帰って来ても遊び友達が少ないので、「にじ」には自分の居場所があると言っています。みんな同じ聴覚障害があるので相手の話がわからなくても遠慮なく聞き返されると、「にじ」で過ごすようになって聞こえる友達とも積極的に関わることができるようになりました。

この他にも、京都市には、手話に取り組み方が集まる手話サークルがたくさんあります。聞こえない方で手話を学びたい方のためのサークルもあります。

お問合せ先

京都市聴覚言語障害センター
TEL 075-841-8337 FAX 075-841-8312
HP: <http://www.kyoto-chogen.or.jp/center/>

